

---

---

令和3年第3回泉南市議会定例会 議会議案書

---

---

# 議 案 一 覧 表

(令和3年9月1日提出)

議 案	件 名	委員会名	ページ
委員会提出 議案第2号	泉南市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	議会運営委員会	1

委員会提出議案第2号

## 泉南市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

泉南市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和3年9月1日提出

議会運営委員会

委員長 岡田 好子

### 提案理由

全国市議会議長会における標準市議会会議規則の一部改正に伴い、多様な人材が議員として活躍しやすい環境を整えることを目的に、本会議及び委員会における欠席事由等の明文化を行うこと、並びにデジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、所要の改正を行うものである。

## 泉南市議会会議規則の一部を改正する規則

泉南市議会会議規則（昭和45年泉南市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員は」の次に「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により」を加え、「当日」を「、当日」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「委員は」の次に「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により」を加え、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に改め、「請願者が」の次に「署名又は記名」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を紹介」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び法人の名称と所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。